

山梨県依存症支援強化民間団体等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、アルコール、薬物、ギャンブル等(パチンコ・パチスロなどの遊技を含む。)及びゲーム・ネット依存症(以下「各種依存症」という。)やその関連問題を抱える当事者及びその家族が健康的な生活を営むことができるよう、各種依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援するため、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象となる団体)

第2条 補助金の交付対象は、次の全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他の法人格を有する団体又は任意団体(以下「民間団体等」という。)であること。ただし、任意団体については、1年以上の活動実績を有すること。
- (2) 依存症の診断を受けている者又は診断を受けていないが依存症関連の問題を抱えている者及びその家族(以下「依存症状態にある者等」という。)に対する支援に関する活動を行っている団体であること。

(補助対象となる事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の全ての要件を満たすものとし、種目、事業内容、基準額、対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

- (1) 複数の市町村にまたがって活動するなど広域的に行われる事業であること。
 - (2) 補助金を申請する日の属する年度の2月末日までに終了する事業であること。
 - (3) 創意工夫や熱意をもって行われ、依存症状態にある者等に対する支援に資する効果的な事業であること。
 - (4) 営利を目的としない事業であること。
 - (5) 他に国又は地方公共団体その他の団体等から助成を受けていない事業であること。ただし、既に助成等を受けている事業であっても、追加的に事業を実施する場合あって、既に受けている助成等と補助事業との費用助成を経理区分して実施する場合に限り、当該追加的な事業については、補助事業とする。
- 2 前項の事業は新規に行われるものとし、既に行われている事業については、知事が必要と認める場合に限り、補助事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、依存症の種類ごとに対象経費の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額(民間団体等が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額と、1,000,000円のいずれか低い額とし、事業内容ごとの額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし

る。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする民間団体等は、交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 民間団体等は、前項の交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付の決定を行い、決定の内容を民間団体等に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととしその旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合(別表2に定める軽微な変更を除く。)は、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合(別表2に定める軽微な変更を除く。)は、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具、その他の財産(以下「財産等」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄してはならない。この場合において、承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第4号)を知事に

提出し、その承認を受けなければならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別紙様式1により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときには、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 民間団体等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、財産等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（実績報告書）

第8条 民間団体等は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。
- 3 民間団体等は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間団体等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払ができるものとする。

- 2 民間団体等は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第8条第5号の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した時から財産等処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

別表1（第3条関係）

種目	事業内容	基準額	対象経費	補助率
(1) ミーティング活動	依存症状態にある者等が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動の実施。 (例：ミーティング会場を確保しての交流、専門スタッフの派遣による専門的助言など)	知事が必要と認められた額	事業実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
(2) 情報提供	依存症状態にある者等の問題の解決に資する情報提供の実施。 (例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など)			
(3) 普及啓発活動	各種依存症に関する普及啓発活動の実施。 (例：各種依存症の理解を促進する刊行物の発行、講演会等の開催など)			
(4) 相談活動	各種依存症に関する問題の相談を受ける活動の実施。 (例：会場を確保しての相談対応、家族教室の開催、専門家からの助言指導など)			
(5) その他	知事が必要と認めるもの。			

別表2（第7条第1号及び第2号関係）

区分	変更内容
経費の配分	第3条別表1内の補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合。
事業の内容	補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合